



法人の税務調査について

◆税務調査って何？

税務署などが、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、誤りがあれば是正を求める調査手続のことです。

- ① 脱税等の疑いがなく、事前の通知がある「任意調査」
 - ② 脱税行為が疑われる場合の「強制調査」
- の2種類がありますが、今回は一般的に行われている「任意調査」の方をお伝えします。

◆税務調査が行われるのはなぜ？

日本の税金は、納税者が自ら申告・納税を行う「申告納税制度」が採用されているためです。申告納税制度では、申告内容や税額に誤りが生じたり、故意に虚偽の申告が行われたりしますが、税務調査によって誤りを正し、**公平な申告納税制度の維持**を図っています。



◆税務調査（任意調査）の流れ

1. 事前通知

税務代理を行っている税理士に、税務署から税務調査の連絡が来ます。日程・場所・税目・対象期間（通常3年分）・調査官の人数などが通知されます。日程は調整可能です。※対象期間については、仮装隠蔽等の悪質な申告があった場合、最長7年分になります。

2. 事前準備

経営者・経理担当者は、調査官へ提示する可能性がある**原始証憑（請求書・元帳など）**を用意します。税理士・担当者との事前確認もしておくのが好ましいでしょう。

3. 実地調査

調査当日、調査官が事務所等を訪れ、実地調査が始まります。**経営者・経理責任者は同席し、調査官からの質問や書類請求に虚偽なく応じる**必要があります。※税理士・担当者も同席します。



4. 結果通知

調査によって申告の誤りなどが認められた場合には、調査官が説明を行い、修正申告を勧奨します。経営者・経理責任者は税理士などと相談し、その内容に納得した場合、修正申告を行います。納得できなかった場合、再調査の請求等が可能ですが、放置した場合は、税務署長から強制的な更正処分などが下されます。

【税務調査はいつ行われる？】

1年を通して行われています。確定申告時(2/16~3/15)は控えられます。



【税務調査に周期はある？】

周期はありませんが、中小企業だと目安は**5年**です。仮装隠蔽等の悪質な申告により、過去に重加算税を課されている場合、頻度が高まる可能性があります。

【調査されやすいタイミングは？】

売上・利益の急増など、会社の状態が大きく変化し、税務署が確認したいと思うような申告を行った場合です。

◆税務調査でのよくある指摘事項

- 利益・納税額を過少にする「**売上の計上漏れ**」や「**経費の否認**」は、指摘の多い事項です。
- 例) 建設業で売上に引渡基準を採用しているが引渡済の工事を計上していなかった。
- 未払の決算賞与を経費に計上していたが損金算入の要件を満たしていなかった。

◆対策

日頃から**帳簿や書類の整理**を行い、売上の計上漏れなどが無いよう、心がけましょう！



※ 内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：片岡)